平成２２年（フ）第３１１７号
横浜市中区根岸町２丁目98番地根岸森林公園ダイヤモンドマンション501号
破産者　有限会社ジーノインターナショナル
1　決定年月日　平成23年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７５号
富山市下奥井１丁目20番２号
破産者　南部建設有限会社
1　決定年月日　平成23年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１７３号
岐阜県各務原市鵜沼朝日町３丁目113番地
破産者　有限会社丸伸工業
1　決定年月日　平成23年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第３３８号
愛知県豊川市千歳通１丁目15番地２
破産者　有限会社一賢社
1　決定年月日　平成23年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第１８３０号
京都市山科区小野鐘付田町22番地６
破産者　有限会社ティー・アイ・ティー・プランニング
1　決定年月日　平成23年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１３１号
福岡県飯塚市本町11番22号
破産者　株式会社久留米屋
1　決定年月日　平成23年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第１８２号
沖縄県宜野湾市伊佐２丁目８番20―101号
破産者　有限会社福島商会
1　決定年月日　平成23年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第１８３号
沖縄県宜野湾市上原１丁目23番11号
破産者　フクシマ内装こと　譜久島　治
1　決定年月日　平成23年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第２３３９号
福岡市南区野多目１丁目14番１―108号、旧住所福岡県大川市大字新田1380番地１
破産者　龍　　剛
1　決定年月日　平成23年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２０２３号
大阪府藤井寺市小山８丁目15番37―206号、前住所大阪府藤井寺市小山７丁目14番９号
破産者　岡崎　友則
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１２５号
大阪府羽曳野市軽里３丁目３番26号
破産者　藤井　哲夫
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３６８号
大阪府富田林市高辺台１丁目19番16号、前住所大阪府富田林市高辺台３丁目10番４号
破産者　萬谷美佐子
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１００１号
堺市堺区出島町１丁４番５号、前住所堺市美原区多治井291―16
破産者　十代　光子
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１５６４号
堺市西区浜寺元町６丁888番の１　ＨＡＭＡＤＥＲＡ　ＰＵＮＴＯ　101号室、開始決定時の住所堺市西区鳳中町６丁203番地１
破産者　岩間　憲治
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１５８２号
堺市堺区出島町３丁９番23号、前住所堺市堺区出島町３丁９番22号
破産者　新谷　英子
1　決定年月日　平成23年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１６６号
釧路市若松町12番17号　エステート若松201号室、開始決定時の住所釧路市文苑１丁目24番１号
破産者　谷口　和男
1　決定年月日　平成23年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第１５５６号
宮城県多賀城市浮島２丁目30番８号グリーンハイツ102号
破産者　小野　弘樹
1　決定年月日　平成23年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１６１号
埼玉県八潮市中央２丁目１番地８
破産者　飯泉　境子
1　決定年月日　平成23年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３２３号
千葉県野田市宮崎48番地の１サンビレッジ壱番館106号
破産者　小室　廣一
1　決定年月日　平成23年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３４０号
埼玉県春日部市備後西４丁目10番10号
破産者　バッグワークスこと　橋本　　淳
1　決定年月日　平成23年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係